

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 古物営業の許可等</p> <p>第一節 古物商及び古物市場主（第三条 第十条）</p> <p>第二節 古物競りあつせん業者（第十条の二）</p> <p>第三章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第十一条 第二十一条）</p> <p>第三章の二 古物競りあつせん業者の遵守事項等（第二十一条の二）</p> <p>第二十一条の七）</p> <p>第四章 監督（第二十二条 第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条 第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条 第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 古物営業の許可等（第三条 第十条）</p> <p>第三章 古物商等の遵守事項等（第十一条 第二十一条）</p> <p>第四章 監督（第二十二条 第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条 第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条 第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p>

<p>三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この法律において「古物競りあつせん業者」とは、古物競りあつせん業を営む者をいう。</p> <p>第二章 古物営業の許可等</p> <p>第一節 古物商及び古物市場主</p> <p>(許可)</p> <p>第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の手續及び許可証)</p> <p>第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第二章 古物営業の許可等</p> <p>(古物営業の許可)</p> <p>第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の手續及び許可証)</p> <p>第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p>
---	---

六 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、その営業の方法として、取り扱つ古物に関する事項を電気通信回線に接続して行つ自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に依り、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

七 (略)

2  
4 (略)

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更（同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。）があつたときは、公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかわらず、そのいずれか一の公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容を関係

六 (略)

2  
4 (略)

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかわらず、そのいずれか一の公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容を関係

<p>3 する他の公安委員会に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>( 閲覧等 )</p>	<p>第八条の二 公安委員会は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いる古物商について、次に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 氏名又は名称</p> <p>二 第五条第一項第六号に規定する文字、番号、記号その他の符号</p> <p>三 許可証の番号</p>	<p>3 する他の公安委員会に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 公安委員会は、前項各号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、当該事項を補正するものとする。</p> <p>( 競り売りの届出 )</p> <p>第十条 (略)</p>
<p>2 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて前項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を公安委員会に届け出なければならない。</p>	<p>( 競り売りの届出 )</p> <p>第十条 (略)</p>		
<p>3 前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行つあつせんを受けて</p>			

取引をしようとする場合には、適用しない。

第二節 古物競りあつせん業者

(届出)

第十条の二 古物競りあつせん業者は、営業開始の日から二週間以内に、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員の名及び住所

四 第二条第二項第三号の競りの方法その他業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の届出書を提出した者は、古物競りあつせん業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして営業の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

第三章 古物商及び古物市場主の遵守事項等

第三章 古物商等の遵守事項等

(標識の掲示等)

第十二条 (略)

2 古物商は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなればならない。

(確認等及び申告)

第十五条 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

一 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。

二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けること。

三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録であつて、これらの

(標識の掲示)

第十二条 (略)

(確認等及び申告)

第十五条 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢の確認をし、又はその相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合(特に当該確認又は文書の交付の必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。)

二 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買ひ受ける場合

情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。）が行われているものの提供を受けること。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

一 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合（特に前項に規定する措置をとる必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。）

二 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

3 (略)  
(帳簿等への記載等)

第十六条 古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは国家公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。ただし、前条第二項各号に掲げる場合及び当該記載又は記録の必要のないものとし

2 (略)  
(帳簿等への記載等)

第十六条 古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは国家公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしてお

て国家公安委員会規則で定める古物を引き渡した場合は、この限りでない。

一～四 (略)

五 前条第一項の規定によりとつた措置の区分(同項第一号及び第一四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法)

(品触れ)

第十九条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、必要があると認めるときは、古物商又は古物市場主に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物(以下「盗品等」という。)の品触れを書面により発することができる。

2 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものにより発することができる。

4 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

かなければならない。ただし、前条第一項各号に掲げる場合及び当該記載又は記録の必要のないものとして国家公安委員会規則で定める古物を引き渡した場合は、この限りでない。

一～四 (略)

五 前条第一項の規定により確認をしたときは、その方法

六 前条第一項の規定により文書の交付を受けたときは、その旨

(品触れ)

第十九条 警視総監、道府県警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は古物市場主に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物(以下「盗品等」という。)の品触れを発することができる。

2 古物商又は古物市場主は、前項の品触れを受けたときは、その品触れに到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

5| 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6| 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第二十一条 古物商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。

第三章の二 古物競りあつせん業者の遵守事項等

(相手方の確認)

第二十一条の二 古物競りあつせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない。

(申告)

第二十一条の三 古物競りあつせん業者は、あつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

(記録)

第二十一条の四 古物競りあつせん業者は、古物の売買をしようとする

3| 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

4| 古物市場主は、第二項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第二十一条 古物商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。

る者のあつせんを行ったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければならない。

(認定)

第二十一条の五 古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた古物競りあつせん業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の認定を受けている旨の表示をすることが出来る。

3 何人も、前項の場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、申請の手続、認定の取消しその他第一項の認定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十一条の六 古物競りあつせん業（日本国内に在る者であつせんの相手方とするものに限る。）を外国において営む者は、その業務の実施の方法が前条第一項に規定する基準に適合することについて、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会の認定を受けることができる。

2 前条第二項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第四項の規定は前項の認定について準用する。

(競りの中止)

第二十一条の七 古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しよつとする古物については、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができる。

#### 第四章 監督

##### (立入り及び調査)

第二十二条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り(同条第二項及び第三項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五条第三号において同じ。)を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3 警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物商、古物市場主又は古物競りあつせん業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる。

4 前項の規定は、第二十一条の六第一項の認定を受けた者について準用する。

#### 第六章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### 第四章 監督

##### (立入り及び調査)

第二十二条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第十条の競り売りの場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五条第三号において同じ。)を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は古物市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

#### 第六章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

<p>一 第三条の規定に違反して許可を受けないで第一条第二項第一号又は第二号に掲げる営業を営んだ者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 第十九条第二項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者</p> <p>五 第二十一条又は第二十一条の七の規定による警察本部長等の命令に違反した者</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第十条の二第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>四 第二十一条の五第三項の規定に違反した者</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金</p>	<p>一 第三条の規定に違反して許可を受けないで古物営業を営んだ者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第三項若しくは第四項の規定に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 第十九条第二項の規定に違反して品触書に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかつた者</p> <p>五 第二十一条の規定による警察署長の命令に違反した者</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金</p>
---	---

<p>に処する。</p> <p>一 第七条若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第三十七条 過失により第十九条第五項又は第六項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。</p>	<p>に処する。</p> <p>一 第七条の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第三十七条 過失により第十九条第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。</p>
---	---